



さまざまな町政の動きを知らせます。

善意の寄附をありがとうございました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立させていただきます。ありがとうございました。

(敬称略)

- ▽二万五千〇〇円/二月二七日 株式会社ベルク藤久保店募金箱
▽九万二〇七五円/三月四日 マミーマート三芳店募金箱
▽八万五千〇〇円/三月一六日 木村屋総本店さくらBakery

- 三芳工場
▽一万円/三月一八日 向吉孝子
▽一万円/三月二三日 三芳町老人クラブ連合会
▽五万円/三月二四日 有限会社阿部商事

- ▽一五〇〇円/三月二五日 島田喜久雄
▽一五〇〇円/三月二五日 匿名
▽一五〇〇円/三月二五日 寺尾雅治
▽十萬三千七百四円/三月三〇日

NPOサイトマスポーツ会
▽車いす一台/三月三一日 株式会社ソルハホールディングス
クラシエホールディングス株式会社

(愛の福祉基金として)
▽一〇五六円/三月二五日 グリーンフェロー
(みよし工房指定寄附として)

社会福祉協議会
▽三万一千八百八円/三月一九日 マンション問題対策住民連絡会
(環境保全・改善の寄附として)
自治環境課
▽一万円/三月三一日 高田幸雄
(福祉の寄附として)

健康福祉課
5月は「赤十字運動月間」です
国際救援活動や国内の災害救護活動、救急法の講習などの普及活動は、赤十字の理念や活動に賛同いただいた「社員」の皆様からの社資(活動資金)によって実施されています。

運動期間中は日本赤十字社への加入と社資のお願いのため、自治会の役員さんがご家庭を訪問させていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
【問い合わせ】健康福祉課(日本赤十字社 埼玉県支部 三芳町分区分線172

教育だより

教職員人事異動

4月1日付で、三芳町教職員の人事異動が発令されました。異動された方は、次のとおりです。

※(一)は前職、管理職のみ掲載します。
問い合わせ 学校教育課(内線521・522)

転入

三芳町立三芳小学校校長
(上尾市立西小学校校長)



岸浪 信敬

三芳町立上富小学校教頭
(埼玉県教育局県立学校部生徒指導室主任指導主事)



古川 慶子

三芳町立三芳東中学校教頭
(川越市立芳野中学校教頭)



仲野 忠男

町内異動

三芳町立唐沢小学校校長
(三芳町立上富小学校教頭)



中村 延弘

三芳町立竹間沢小学校校長
(三芳町立藤久保小学校教頭)



山形 康典

三芳町立三芳中学校校長
(三芳町立藤久保小学校教頭)



高根 豊

三芳町立三芳中学校校長
(三芳町教育委員会学校教育課長)



藤本 直己

三芳町立藤久保小学校教頭
(三芳町教育委員会学校教育課長補佐)



佐藤 和秀

三芳町教育委員会学校教育課長
(三芳町立藤久保中学校教頭)



山下 道夫

転出

戸田市立第2小学校教頭
(三芳町立三芳東中学校教頭)



熊田 憲明

三芳町立三芳小学校校長
(三芳町立唐沢小学校校長)



山田 幸次

三芳町立竹間沢小学校校長
(三芳町立三芳中学校校長)



島崎 利雄

国民年金

学生納付特例制度

学生のみならず、20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。
しかし、学生本人の収入が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される制度(学生納付特例制度)があります。

【申請手続き】
●申請先...市区町村の国民年金担当窓口
●持ち物...学生証、印鑑、年金手帳
なお、前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学される人には、社会保険庁から申請書(ハガキ形式)が送られる制度が前年度から始まりました。来年度の手続きは、その申請書(ハガキ形式)に必要事項を記入して、埼玉社会保険事務局事務センターへ提出するだけです。

ただし、在学する学校等が変わった人については、ハガキ形式の申請書では申請を行えませんので、あらかじめ窓口にて申請する必要があります。

【対象になる学生】
大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校(※1)等に在学する20歳以上の学生(※2)が対象です。ただし、本人の前年所得が118万円超のときは、この特例の対象とされま

せん。(学生に扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。)

※1 各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の人も含まれます。

※2 夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます。

【申請して認められること】
この特例の対象となった期間については、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残った場合に、障害基礎年金が支給されます。死亡の場合は、遺族(「子のある妻」と「子」)には遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、申出をすることで追納することができます。追納する保険料の額は、2年度を経過すると、経過した年数に応じて加算額がつきます。

【問い合わせ】
所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0170
住民課 国保年金係 (内線153~156)

三芳町中学生海外派遣生徒募集

国際交流事業の一環として、本年度も海外へ中学生を派遣します。

次の事項を確認の上、各中学校を通して応募してください。
派遣先 オーストラリア
派遣期間 8泊9日(ホームステイ6泊)

派遣期日 7月30日(木)~8月7日(日)
派遣人数 三芳町立中学校3年生12人
費用 個人負担金13万円(旅行傷害保険料、ビザ取得代含む)

応募方法 各中学校にある応募用紙に、必要事項・応募理由等を記入の上、担当の先生に提出してください。

募集期間 5月11日(月)まで。
※応募多数の場合は、選考を行います。

選考 1次選考 5月15日(金)
※三芳町役場を会場に、作文(400字詰め原稿用紙2枚以内)、英会話のリスニングテストを行います。

2次選考については、後日連絡します。

問い合わせ 学校教育課
(内線521・522)

第44回町民文化祭の参加団体(個人)の募集

(三芳町生涯学習フェスティバル2009)

町民文化祭では、多くの方々に自主的、主体的に参加していただき、よりよき文化の祭典としていきたいと思っております。

参加希望の団体・個人は、文化祭参加説明会(第1回全体会)にご出席ください。

日時 6月4日(木)、午後7時~8時
場所 藤久保公民館ホール
※中央公民館・藤久保公民館・竹間沢公民館の各窓口にて参加計画書を配布します。

参加希望団体は、事前に参加計画書を受け取り、参加内容を記入の上全体会議の際に提出してください。

※文化祭への参加者は、参加運営協力費として1人300円をお支払いただく予定です。

*文化祭会場について
展示・ステージ・その他小イベント共に、10月30日(土)~11月3日(祝)を予定しています。

問い合わせ 藤久保公民館
☎258-10690
FAX 258-19625

図書館だより

中央図書館 ☎258-6464
火～金 10:00～19:00 土日 10:00～18:00
竹間沢分館 ☎274-1722
火～日 11:00～18:00



5月の予定

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

＜中央図書館＞
ぐりぐりタイム
(絵本・紙芝居・手遊び等)
第1・3金曜日 (保護者同伴)
11:00～11:15 6ヶ月～1歳
11:20～11:40 2・3歳～
第2・4火曜日 16:00～16:30 3～8歳
としょかん・くらぶ
一会員制一 第4土曜日
(講師の読み聞かせと司書のブックトーク)
10:10～10:55 1・2年生 40人
11:10～12:00 3～6年生 50人
かにかにこそこそ(第3水曜日)
一人対象一
10:00～12:00 (昔話などを覚えて語る練習会)

＜竹間沢分館＞
竹間沢ぐりぐりタイム
(絵本・紙芝居・手遊び等)
第4火曜日 11:00～11:30 1～4歳
スイミーおはなし会(絵本・紙芝居・ブックトーク)
第4木曜日
16:00～16:30 4歳～小学生

樋口陽 著
みすず書房 二〇〇六年七月発行
請求記号 323.374

「日本国憲法」を語る際の、最も基本的なキーワードや、概念の背景について、あらためて解説・吟味、日本を代表する憲法学者が著した、憲法について論ずるための本格的入門書。

野村まり子 絵・文 笹沼弘志監修
明石書店 二〇〇八年九月発行
請求記号 児童323.3

日本の憲法は、どういふものなの？ わたしたちのくらしとどういふ関係があるの？子どもに身近な事例をたくさんあげて、細やかなイラストで紹介する、子どものための人権ガイド。

塩田純一 著
日本放送出版協会 二〇〇八年一月発行
請求記号 323.330

憲法誕生の背景は、「GHQ」対「日本政府」という対立構図だけでは語れない。当時の動きを検証し、「日本国憲法」誕生の舞台裏を明らかに。著者はNHK टीV・プロデューサー。

童話屋編集部編
童話屋 二〇〇一年二月発行
請求記号 児童323.3

「日本国憲法」公布の翌年1947年に文部省が作った社会科教科書の再刊。人はだれも差別されず平等で、自由で、幸せに一生を送る権利があることを説く余文をわかりやすく説明。

図書館の本棚より「憲法」の本 く特設コーナーで紹介中

健康スポーツライフ

前回に引き続き運動と健康についてお話ししていきます。今回は「運動と煙草」です。

《運動と煙草》

煙草を吸うと一酸化炭素が血液中のヘモグロビンと強く結合してしまい、赤血球の酸素運搬量を低下させます。その結果、その人の持っている筋力が十分に発揮できなくなります。脳も軽い酸素不足の状態になり、思考力、記憶力、反射神経の働きなどが低下します。この状態は、軽い一酸化炭素中毒です。その時に人間の体は心拍数などを増やし酸素をたくさん送ろうとするため、心臓や血管に余分な負担をかけることとなります。

煙草により体は常に酸素欠乏になるので、本来持っている能力が出せなくなります。この損失は大きいと思います。

このコーナーでは「スポーツと健康」をテーマに、様々な役立つ情報をみなさんにお届けします。
問い合わせ スポーツ振興課(総合体育館内)
☎258-0311

《コアボード》



日時/土曜日 14:15～15:00 担当/大塚和子

不安定なボードの上に乗って行うエクササイズです。音楽に合わせてボードを乗り降りしたりボード上でバランスをとることで多くの身体組織を使いカロリー消費が期待できます。

少人数制レッスン

少人数制レッスン(定員15名)で一人ひとりにより細やかな指導が可能となりました。
料金: ¥4000 / 8回 予約方法: 電話または直接来館 予約開始日: 5 / 8 (金) 午前 10:00 ~
①レッスン名 ②日程 ③時間 ④担当者 ⑤会場

【1】①親子ピクス ②6/9.16.23.30、7/7.14.28、8/4 ③10:30～11:30 ④戸井 ⑤武道場
※親子ピクス対象年齢1～3歳

【2】①癒しのヨガ ②6/9.16.23.30、7/7.14.28、8/4 ③11:30～12:30 ④大塚 ⑤多目的室

【3】①太極拳 ②6/9.16.23.30、7/7.14.28、8/4 ③14:15～15:15 ④北 ⑤武道場

【4】①らくらく健康体操 ②6/4.11.18.25、7/2.9.16.23 ③11:15～12:15 ④溝越 ⑤武道場

三芳の文化財

三芳村誕生120年
三芳村誕生の頃の交通

前号では、誕生した三芳村役場が藤久保に置かれたのが、川越街道に往復二便の定期馬車は通り便利だったからと書いた。定期馬車は、東京(板橋)・川越間を走り、川越までは二時間、板橋までは三時間を要した。

さて、明治三三年合併の頃、村の人たちが村外に出かける場合、どんな目的で、またどのような経路で行ったのだろうか。町史編さんで民俗調査等を行った際の古老の話から当時の交通の様子を紹介しよう。東京方面に、三芳村の人が行く目的は、野菜の出荷や物売り、あるいは被参りなどで出かけることがあったが、通学や通学には時間がかかるし、買物となる、行商に頼むか、出かけても志木、川越や所沢が主であったと聞いた。

出荷は、薪、野菜などであった。東京の燃料は昭和三年代までは炭や薪が主流で、三芳付近には雑木林が広く育成され、防風効果や畑の堆肥や自家用の燃料として活用されたが、東京の人々の燃料としても出荷された。ちなみに、炭は東京や江戸から奥地、比企や秩父方面から出荷(薪は、志木付近の新河岸川の河岸から船荷出荷が多く、薪は河岸まで荷車で運んだと言。

野菜、特にサツマイモや牛蒡などの根物が主流であった。現在のようにに薬物は時間がかり鮮度が保たれないため集荷できなかったようである。三芳町で薬物が盛んに生産出できるようになるのは昭和三九年東京オリンピックで首都近郊の交通事情がよくなってからで、サツマイモや牛蒡は福岡河原から出荷した記録が多い。サツマイモは江戸に運ばれ、船荷で運ばれた三芳村付近のサツマイモの品質のよさに着目して、明治になり「舟和」が芋芋蒔を考案したと聞く。牛蒡は江戸の船わりから、入間牛蒡として、新河岸川から船荷で浅草花川戸を経て、大阪岸和田の市場まで船で運ばれたという。今でも関西では肌が白く素性がよいと「入間牛蒡」は評判がよい。浅草の浅草寺に初参りに行ったという人がいた。新河岸川から船に乗ることも可能だったが、新河岸川の手に沿って浅草までいったという。新河岸川は東京に入ると名前が変わり隅田川、その土手早に浅草寺まで初詣に出かけ、初参りを済ませて、夕方までには三芳村に戻って来られたと聞いた。また、物売りは各方向から来たが、アサリの刺き身売りが春にきたと来た。その行商は、幕張村から隅田川、新河岸川の土手を通り行商にきたこと。

川越街道や新河岸川舟運で、東京と三芳村を結ぶ主要交通路であった。殊に新河岸川の舟運は、現在では、知る人も少ないが、当時は欠かせぬ交通手段であった。

教育トピックス

小学校の外国語(英語)活動がスタート!!

平成20年3月に新しい小中学校学習指導要領が告示され、平成23年度の小学校、平成24年度の中学校全面実施に向けて、本年度より移行措置期間が始まっています。

新しい小学校学習指導要領では、外国語を通じて、「言語や文化について体験的に理解を深める」「積極的なコミュニケーションを図る」とする態度を育てる、「外国語の音声や表現に慣れ親しむ」ことをねらいとして、5、6年生に年間35時間(週1時間)の外国語活動の授業が導入されます。

三芳町では完全実施に先がけて、本年度より全ての小学校5、6年生で外国語活動の授業が始まりました。それに伴い、外国語活動の補助に当たるAET(アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー)と小学校英語指導員を配置し、外国語活動の充実を図っています。内容としては、5年生では、身近で基本的な表現を使いながら、あいさつや自己紹介等外国語に親しみます。

これらの内容を歌やゲーム、簡単なあいさつなど音声を使った体験的な活動を取り入れ、担任の先生やAETとの触れ合いを通して、楽しく学習しています。

ますます国際化が進む中、外国語活動を通して、児童が世界の人々と協調し、国際交流等に積極的に取り組める資質・能力を身に付けられるような教育を推進していきます。



▲唐沢小学校での授業風景